

みどり市建設工事に係る共同企業体取扱要綱

平成18年3月27日

訓令第35号

(目的)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事に係る共同企業体(以下「共同企業体」という。)について必要な事項を定めることにより、建設業の健全な発展を図ることを目的とする。

(活用)

第2条 共同企業体の活用は、建設業者の信用、技術、施工能力等を勘案し、技術力の結集等により、効果的施行の確保ができると認められる場合とする。

(種類)

第3条 共同企業体の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定建設工事共同企業体

建設工事の特性に着目して市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(2) 経常建設共同企業体

優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、経営力及び施工力を強化するために結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第4条 特定建設工事共同企業体の対象工事の種類及び規模は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1) 対象工事の種類

ア 技術的難度の高い特定建設工事(橋梁、トンネル、ダム、堰、下水道等の土木構造物及び建築、設備等の建設工事)

イ 新技術・新工法の研究開発を目的とする研究開発型工事及び新技術・新工法の実用化を目的とする実験型工事等技術力を結成して行う建設工事

ウ 特殊工法を内容とすること等により地元企業への建設技術の移転を目的として行う建設工事又はその他市長が特に必要と認めた建設工事

(2) 対象工事の規模

業種	規模
土木一式工事	1億円以上
建築一式工事	2億円以上
その他の専門工事	1億円以上

- 2 経常建設共同企業体の対象工事の種類及び規模は、みどり市建設工事請負業者選定要綱(平成18年みどり市告示第14号。以下「選定要綱」という。)第13条に規定する単体企業への発注標準金額区分の場合に準ずる。

(構成員の数)

第5条 共同企業体の構成員の数は、原則として3社以内とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、原則として工事請負者名簿における等級格付が選定要綱第6条に規定するA等級又は直近下位等級に属する者の中の組合せとする。

- 2 経常建設共同企業体の構成員の組合せは、原則として工事請負者名簿における等級格付が選定要綱第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに格付を受けていること。
 - (2) 当該建設工事に対応する許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。
 - (3) 原則として、当該建設工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての実績を有し、かつ、当該建設工事と同種の工事を施行した経験を有すること。
 - (4) 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- 2 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 建設工事入札参加資格審査申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに格付を受けていること。
 - (2) 希望する工事種別に対応する許可業種につき許可後5年を超える営業年数を有すること。
 - (3) 原則として、希望する工事種別につき元請としての実績を有すること。
 - (4) 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものが存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

(出資比率)

第8条 共同企業体の構成員の出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(代表者の選定方法)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、当該工事に対応する特定建設業の許可を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大(同比率である場合を含む。)とする。

2 経常建設共同企業体の代表者は、構成員の協議により決定された者とする。

(有効期間)

第10条 特定建設工事共同企業体の有効期間は、次に定めるところによる。

- (1) 市が請負契約を締結した特定建設工事共同企業体の有効期間は、当該当然工事の完成後3箇月を経過した日までとする。
- (2) 当該工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 経常建設共同企業体の有効期間は、単体企業の場合に準ずる。

(結成)

第11条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 工事主管課長は、当該建設工事に合わせて第5条、第6条第1項、第7条第1項、第8条及び第9条の規定に基づき、当該特定建設工事共同企業体に係る構成員の要件、組合せ等結成に必要な要件について、特定建設工事共同企業体結成に係る告示(別記例)により、掲示の方法をもって公示するものとする。この場合において、入札方法を一般競争入札とする場合にあっては、一般競争入札の公告と組み合わせて告示するものとする。
- (2) 特定建設工事共同企業体は、前号の規定に基づいて、任意に結成させるものとする。ただし、構成員は、同一工事で2以上の特定建設工事共同企業体の構成員になることができない。
- (3) 工事主管課長は、指名競争入札で施工を予定する建設工事において、必要とする特定建設工事共同企業体が3組以上結成されなかった場合は、第1号に規定する手続を再度行うことができるものとする。

2 経常建設共同企業体は、任意に結成させるものとする。ただし、構成員は、2以上の経常建設共同企業体の構成員となることはできない。

(指名競争入札参加申請書類等)

第12条 共同企業体を結成した者が資格審査を申請しようとするときは、次の書類を市長に提出するものとする。

(1) 共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)

(2) 共同企業体協定書

ア 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)

イ 経常建設共同企業体協定書(様式第3号)

(3) 誓約書

ア 特定建設工事共同企業体誓約書(様式第4号)

イ 経常建設共同企業体誓約書(様式第5号)

2 特定建設工事共同企業体の指名競争入札参加資格審査申請は、市長が特に必要と認める工事について、その都度結成させ申請させるものとする。

3 経常建設共同企業体の指名競争入札参加資格審査申請の申請期間は、みどり市一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等の告示(以下「告示」という。)により定める期間とする。

(資格審査)

第13条 共同企業体の資格審査(以下「資格審査」という。)は、告示2の(2)の客観的事項について行うものとする。この場合において、審査及び格付は選定要綱第20条を適用するものとする。

(工事請負資格者名簿への登載)

第14条 特定建設工事共同企業体の工事請負資格者名簿への登載は、次に定めるところによる。

(1) 工事主管課長は、結成された特定建設工事共同企業体について第11条第1項の規定に基づく公示で定めた期限までに、第12条に定める共同企業体入札参加資格審査申請書等を正本1部、写し1部を提出させ、そのうち正本を特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請依頼書(様式第6号)とともに、財政課長へ送付するものとする。

(2) 財政課長は、前号の送付があったときは、選定要綱第6条に規定するA等級の業者のみで結成される特定建設工事共同企業体にあつては級別格付審査を省略し、A等級に格付されたものとみなし選定要綱第3条に定める委員会の適格審査を受け、工事請負資格者名簿に追加登載する。この場合において、財政課長は、工事主管課長に、適格審査の結果を特定建設工事共同企業体入札参加資格者認定通知書(様式第7号)により通知するとともに、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書(様式第8号)を送付するものとする。

(3) 工事主管課長は、前号の送付があったときは、当該特定建設工事共同企業体の代表者に通知するものとする。

2 経常建設共同企業体の工事請負資格者名簿への登載は、単体企業の場合に準ずる。

(指名)

第15条 工事主管課長は、特定建設工事共同企業体を指名するときは、請負業者選定委員会に諮るものとする。

2 経常建設共同企業体の指名は、単体企業の場合に準ずる。

(混合入札)

第16条 前条までの規定により、特定建設工事共同企業体を結成させて行う工事について、特定建設工事共同企業体以外の有資格業者(本市に建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、工事種別ごとに格付を受けている者)であって、当該工事を確実に円滑に施工することができると認められるもの(以下「単体有資格業者」という。)があるときは、特定建設工事共同企業体により行わせる競争に当該単体有資格業者を参加させることができるものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合に限るものとする。

(準用)

第17条 調査、測量、コンサルタント等に係る共同企業体については、第4条、第6条、第7条、第12条第1項第3号及び第13条を除くほか、この訓令を準用する。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成20年2月22日訓令第4号)

この訓令は、平成20年2月22日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

別記(第11条関係)

(平20訓令4・一部改正)

特定建設工事共同企業体結成に係る公示(例)

〇〇〇建設工事について、次のとおり特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)で施工することとしたので、みどり市建設工事に係る共同企業体取扱要綱第11条の規定に基づき公告します。

入札に参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成の上、所定の手続をしてください。

なお、共同企業体名は「企業名・企業名〇〇〇特定建設工事共同企業体」とします。

年 月 日

みどり市長

1 工事の概要

- (1) 工事名 △△事業〇〇工事
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 工期

2 入札に参加する共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

この公示に係る工事の(指名・一般)競争入札に参加できる共同企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者(破産者で復権を得ないもの等をいう。)及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けてない者であること。
- (2) みどり市の建設工事入札参加資格申請を行い、資格審査で適格と認められ、〇〇工事について格付を受けていること。
- (3) みどり市請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 対象工事と同種(又は類似)工事について、(元請として)施工実績があること。
- (5) 次の基準を満たす技術者を、対象工事に専任で配置できること。

ア 一級〇〇施工管理技士で、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証の交付を受けた者については監理技術者講習修了証は不要。

イ (おおむね過去〇年間に)対象工事と同種(又は類似)工事の経験を有すること。

- (6) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) その他必要な事項(建設業許可の種類、本支店の存在等)

3 入札に参加する者(共同企業体)に必要な事項

この公示に係る工事の(指名・一般)競争入札に参加できる共同企業体は、共同企業体構成員が前記2に示す条件及び次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、本職による当該対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 共同企業体は、自主結成とし、(2又は3)社の組合せとする。
- (2) 共同企業体構成員の組合せは、代表構成員、構成員①(及び構成員②)の資格要件を満たす者の組合せとする。
- (3) 共同企業体代表構成員、構成員①及び構成員②は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることは認めない。
- (4) 共同企業体構成員の出資比率の最小限度基準は、(30又は20)パーセント以上とする。
- (5) 共同企業体の代表構成員の要件

ア (○年度)総合評定値通知書総合評定値(P)についての要件

(平成16年2月29日以前に申請した経営事項審査申請に係る通知書については、経営事項審査結果通知書総合評点(P)についての要件)

イ 建設業許可の種類、営業年数及び同種工事の実績等

ウ 専任で配置する技術者(主任又は監理技術者)の資格及び経験等

エ その他の事項(出資比率、本支店の存在等)

(6) 共同企業体の構成員①の要件

ア (○年度)総合評定値通知書総合評定値(P)についての要件

(平成16年2月29日以前に申請した経営事項審査申請に係る通知書については、経営事項審査結果通知書総合評点(P)についての要件)

イ 建設業許可の種類、営業年数及び同種工事の実績等

ウ 専任で配置する技術者(主任又は監理技術者)の資格及び経験等

エ その他の事項(出資比率、本支店の存在等)

(7) 共同企業体の構成員②の要件

ア (○年度)総合評定値通知書総合評定値(P)についての要件

(平成16年2月29日以前に申請した経営事項審査申請に係る通知書については、経営事項審査結果通知書総合評点(P)についての要件)

イ 建設業許可の種類、営業年数及び同種工事の実績等

ウ 専任で配置する技術者(主任又は監理技術者)の資格及び経験等

エ その他の事項(出資比率、本支店の存在等)

4 入札参加手続

- (1) 共同企業体を結成して、入札に参加を希望する者は、共同企業体入札参加資格審査申請書(様式第1号)に、次の書類を添付して申請し、本職の審査・確認を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体協定書(様式第2号)

イ 特定建設工事共同企業体誓約書(様式第4号)

ウ 代表構成員への他構成員全員の委任状

- (2) 提出部数 各2部

- (3) 申請書の受付

ア 受付期間 ○○年○○月○○日()から○○月○○日()まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 受付時間 午前9時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 受付場所 みどり市総務部財政課

みどり市笠懸町鹿2952番地、電話0277—76—0963、内線2140

エ 申請書は、受付場所へ直接持参すること。郵送等、電送等の提出は認めない。

- (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書により共同企業体代表構成員に通知する。

5 対象工事及び共同企業体結成に係る問い合わせ先

- ・みどり市総務部財政課(みどり市笠懸町鹿2952番地)
- ・電話0277—76—0963、内線2140

6 その他必要な事項

様式第1号(第12条関係)

共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

みどり市長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表者の住所、名称及び
代表者氏名 印

共同企業体構成員の住所、名称及び
代表者氏名 印

この度、連帯責任によって、請負工事の共同施工を行うため、〇〇〇〇〇を代表とする(特定建設工事・経常建設)共同企業体を結成し、貴市施工の請負工事の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この参加申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

構成員別氏名又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種
希望する工事種別			
希望する工事箇所			

注) 共同企業体の構成員の住所、名称及び代表者は、当該法人の本社のものとする。

様式第2号(第12条関係)

特定建設工事建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) みどり市発注に係る〇〇建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇パーセント

〇〇建設株式会社 〇〇パーセント

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価

するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散をした場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第3号(第12条関係)

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇経常建設共同企業体(以下「当企業体」)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、その存続期間は、〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事施工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において破産又は解散をした場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を〇通作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

みどり市発注に係る次の工事については、〇〇経常建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該行為について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- | | | | |
|---------|----------|---------|--|
| 1 工事の名称 | 〇〇〇〇〇工事 | | |
| 2 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇パーセント | |
| | 〇〇建設株式会社 | 〇〇パーセント | |

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体
代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

様式第4号(第12条関係)

特定建設工事共同企業体誓約書

〇〇特定建設工事共同企業体の全構成員は、次の要件をすべて満たしていることを誓約します。

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年を超える営業年数を有すること。
- 2 当該建設工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

年 月 日

〇〇特定建設工事共同企業体

構成員	○	○	○	○	印
構成員	○	○	○	○	印
構成員	○	○	○	○	印

みどり市長 様

様式第5号(第12条関係)

経常建設共同企業体誓約書

〇〇経常建設共同企業体の全構成員は、次の要件をすべて満たしていることを誓約します。

- 1 当該建設工事に対応する許可業種につき許可後5年を超える営業年数を有すること。
- 2 希望する工事種別に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置し得ること。

年 月 日

〇〇経常建設共同企業体

構成員	○	○	○	○	印
構成員	○	○	○	○	印
構成員	○	○	○	○	印

みどり市長 様

様式第6号(第14条関係)

第 号
年 月 日

財政課長 様

工事主管課長

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査依頼書

このことについて、次のとおり特定建設工事共同企業体が結成され、別添のとおり入札参加資格審査申請書が提出されたので審査してください。

番号	特定建設工事共同企業体 名	構成員	所在地
合計			

様式第7号(第14条関係)

第 号
年 月 日

工事主管課長 様

財政課長

特定建設工事共同企業体入札参加資格者認定通知書

年 月 日付けで依頼のあったこのことについて、別紙のとおり認定しました。

注) 様式第8号(写し)を添付のこと。

様式第8号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

みどり市長 印
(財政課)

特定建設工事共同企業体入札参加資格認定通知書

年 月 日付けで申請のあった特定建設工事共同企業体の入札参加資格を次のとおり認定したので通知します。

整理番号	企業体第号	申請者所在地	
資格の内容	工事の種別		
	格付等級		A
備考			

注) 調査、測量、コンサルタント等については、格付等級は記入しないものとする。